

平成20年第3回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成20年9月3日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 森本節弘	2番 江澤信明
3番 正木文男	4番 笠井高章
5番 児玉敬二	6番 松永涉
7番 篠原啓治	8番 吉田正
10番 木村松雄	11番 阿部雅志
12番 岩本雅雄	14番 武田矯
15番 月岡永治	16番 三木康弘
17番 香西和好	18番 出口治男
19番 原田定信	20番 三浦三一
21番 稲岡正一	22番 吉川精二

欠席議員（1名）

13番 稲井隆伸

会議録署名議員

10番 木村松雄                      11番 阿部雅志

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 小笠原 幸	副市長 野崎 國勝
収入役 光永 健次	教育長 板野 正
総務部長 八坂 和男	市民部長 吉岡 聖司
健康福祉部長 秋山 一幸	産業建設部長 岩脇 正治
教育次長 森口 純司	総務部次長 田村 豊
市民部次長 岡島 義広	健康福祉部次長 笠井 恒美
産業建設部次長 富澤 公一	吉野支所長 西岡 司
土成支所長 佐藤 吉子	市場支所長 池光 博
財政課長 遠度 重雄	水道課長 森本 浩幸
農業委員会局長 大西 利夫	代表監査委員 安友 治夫

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 藤 井 正 助

事務局長補佐 友 行 仁 美

事務局係長 滑 田 三 美

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 報告第 4号 平成19年度阿波市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第 5 報告第 5号 平成19年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 6 議案第57号 平成19年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第58号 平成19年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第59号 平成19年度阿波市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第60号 平成19年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第61号 平成19年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第62号 平成19年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第63号 平成19年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第64号 平成19年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第65号 平成19年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第66号 平成19年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第16 議案第67号 平成20年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第68号 平成20年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2

号) について

- 日程第 18 議案第 69 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 70 号 阿波市市庁舎建設基金条例の制定について
- 日程第 20 議案第 71 号 阿波市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 72 号 あさんライブミュージアム周遊バス運行管理協議会の廃止について
- 日程第 22 議案第 73 号 中央広域環境施設組合の共同処理する事務の変更及び中央広域環境施設組合同規約の変更について
- 日程第 23 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 24 発議第 5 号 阿波市議会会議規則の一部を改正する規則について

午前10時00分 開会

○議長（稲岡正一君） 議事に先立ちましてご報告いたします。

既に配付をいたしております議案について、理事者より一部差しかえの申し出がありましたので、説明を求めたいと思います。

八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） おはようございます。

さきにお渡ししてあります書類の中で、報告第5号平成19年度阿波市健全化判断比率等についてですが、8月27日に議会運営委員会が開催されました。そこで、健全化判断比率のうち、将来負担比率を97%としておりましたが、退職手当支給予定額に係る負担見込み額において、9月1日県のほうから連絡がありまして、将来負担額から組合積立額を控除の財源扱いとしますと、統一見解が出されました。そういったことで、再試算をしてみますと、将来負担比率が「97%」から「89%」へと8ポイント減少することとなりますので、本日訂正をさせていただいて、差しかえということでもよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立をいたしました。

ただいまから平成20年第3回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

まず、監査委員から、平成20年5月、6月、7月の例月出納検査及び監査の結果について議長あてに報告書が提出されております。報告書を事務局に保管してありますので、ご高覧ください。

次に、組合議会関係について報告いたします。

7月28日に徳島県中央広域連合定例会監査、8月1日に平成19年度徳島県中央広域連合決算審査、8月6日に徳島県後期高齢者医療連合会定期会に出席いたしました。7月から8月にかけて、西条大橋架橋促進期成会並びに国道318号線改良促進期成会などの諸会合にも出席をいたしました。

次に、本日までに受理いたしました陳情書などについては、既に配付のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

以上で議長からの報告を終わります。

次に、文教厚生常任委員会委員長より、閉会中の継続調査の報告を行います。

文教厚生常任委員会委員長阿部雅志君。

○文教厚生常任委員長（阿部雅志君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査報告を行います。

当委員会では、去る7月16日高知県南国市に行政視察を教育委員会と合同で実施いたしました。参加者は、文教厚生常任委員会委員全員と教育委員4名及び教育委員会職員2名でございました。

主な目的として、学校給食への地産地消の推進、食育の推進等、学校給食のあり方についての調査をいたしました。

南国市の学校給食改革への取り組みとして、中山間米を使用し、しゅんの食材を活用した献立、完全米飯給食の実施、家庭用電気炊飯器での自校炊飯等を行っていました。

また、教育委員会の行政方針に平成11年度から食育を導入し、農業体験や自然に親しむことで、食べることを通じ社会生活の基本を身につけさせ、食材の命をいただくことに対する感謝と、それにかかわった人への感謝の気持ちを醸成し、和の食文化の継承、一人で食べる「孤食」からみんなで食べる「共食」への改善等に取り組んでいました。

最近の世情では、効率や経済優先に流れる中、単なる学校給食改革だけにとどまらず、発想の転換を図り、食育に対する理念の確率、地域農業への活性化や文化の継承まで視野に入れたまちづくりの取り組みにたくさんの得るところがありました。阿波市の学校給食の現状や問題について参考すべき点も多く、今後当委員会の活動に生かしていきたいと思っております。

以上、文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査報告を終わります。

○議長（稲岡正一君） 以上で諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおりでございます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（稲岡正一君） 日程第1、会議録署名者の指名を行います。

会議録署名者は、会議規則第81条の規定により、10番木村松雄君、11番阿部雅志

君の両名を指名いたします。

~~~~~

## 日程第2 会期の決定について

○議長（稲岡正一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、8月27日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

吉田議会運営委員長。

○議会運営委員長（吉田 正君） おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の協議結果についてご報告をいたします。

平成20年第3回阿波市議会定例会の運営協議のため、去る8月27日午後2時より第1委員会室において、委員全員出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今期定例会の会期については、慎重に協議いたしました結果、本日から9月24日までの22日間と決定いたしました。議事日程については、既に配付をしております日程表のとおりでございます。

次に、代表質問、一般質問、質疑の通告書の締め切りは、あすの正午となっております。議会の円滑な運営ができますよう、議員並びに理事者の皆様方のご協力をなお一層お願いし、委員長報告といたします。

○議長（稲岡正一君） お諮りいたします。

本定例会の会期について、本日から9月24日までの22日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、会期を本日から9月24日までの22日間と決定いたしました。

~~~~~

## 日程第3 行政報告

○議長（稲岡正一君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

本日、平成20年第3回阿波市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中ご出席をいただき、本当にありがとうございます。また、日ごろは、行政全般にわたり格別のご支援、ご協力を賜りまして、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、関係各行政機関への要望活動といたしましては、7月24日県庁において鳴門、小松島、吉野川、美馬市の市長とともに、また徳島市は副市長でございましたけれども、小・中学校施設の耐震化に係る支援措置のより一層の拡充についての要望書を県知事に提出いたしました。これは、中国四川の大地震等を受けて成立した地震防災対策特別措置法の改正では、倒壊等の危険性の高い構造耐震指標0.3未満の施設に対しての補助率拡充がされましたが、本市にはこの補助拡充対象以外にも倒壊の可能性があるとする耐震性の低い小・中学校施設が相当数存在をするため、国、県に対し一層の財政支援拡充を求めたものでございます。

なお、この件につきましては、県独自の支援策として市町村振興資金貸付金を活用した財政支援が新たに創設されました。

また、7月29日には、四国治水期成同盟連合会として、国土交通省と県選出国會議員に対して行った要望活動に参加をさせていただきました。

四国の水害被害額は全国平均の約4倍となっており、本市においても台風襲来時には毎年多くの被害が発生しております。このような中、国土保全上または国民経済上、特に重要な水系については、国と地方の適切な役割分担のもと、災害から国民の生命・財産や社会経済活動が確実に守られるよう国において河川の管理を行うとともに、堤防やダム等の基幹的施設の整備を計画的に推進すること、地域住民が洪水被害に対して不安を抱いている箇所を治水事業を強力に推進し、地域住民やその営みの安心・安全を一刻も早く確保することなど、治水に関する件について8項目にわたり要望をいたしました。

次に、本定例会には、昨年6月に成立、公布された、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成19年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を提出させていただいております。先ほど、総務部長より、以前に出しました資料につきましてその後国のほうから、この算定基準について訂正がございましたので、急遽それを新しい法律に基づきまして訂正をしたものを差しかえて提出をいたしております。

まず、一般会計等に係る健全化判断比率についてですが、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率について、実質赤字比率の対象となる普通会計については3億7,037万9,000円の黒字、連結実質赤字比率の対象となる全会計の収支合計につきましても12億

5, 243万3, 000円の黒字決算となっており、両比率とも該当なく、財政の健全性を保っております。

また、実質公債費比率並びに将来負担比率につきましても、実質公債費比率は12.3%、将来負担比率は89%となっており、両比率とも早期健全化基準内で運営をされております。また、公営企業会計に係る資金不足比率につきましても、資金不足は生じておりません。

このように、平成19年度におきましては、厳しい財政状況下ではありますが、行財政改革を推進し、財政の健全化に取り組んだ結果、適正な財政運営を維持することができました。しかしながら、市財政を取り巻く環境がますます厳しくなる中、今後さらなる経費の削減と財源の確保を図り、効率的で持続可能な財政運営を確立するため、歳入歳出改革を引き続き推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、市では、新たな自主財源の確保を図るため、市が所有する広告媒体への有料広告の掲載やふるさと納税制度の活用についての取り組みを推進しております。

有料広告については、本年3月より「広報阿波」やホームページへの掲載申し込み受け付けを開始し、4月からはケーブルネットワーク施設での広告放送を受け付けております。現在、「広報阿波」については7件、ホームページについては4件、広告放送については2件の申し込みがあり、総額で133万円の収入が見込まれております。

また、ふるさと納税につきましても、市のホームページ内に専用サイトを開設するなど情報発信に努めており、現在3件の寄附がございました。ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを生かすことができるよう有効活用を努めてまいりたいと考えております。

次に、消防設備の整備につきましては、本市では消防力の強化を図るため、老朽化した消防車両の購入を昨年度より計画的に実施をしています。今年度は、消防ポンプ自動車1台と小型動力ポンプつき積載車3台の購入について9月5日に入札を予定しています。この件につきましては、契約締結に当たり動産の取得についての議決を必要としますので、9月10日の本会議に追加議案として提出させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本市内におきまして、交通安全子供自転車全国大会におきまして、林小学校は本年度全国最優秀ということで第1位を獲得いたしました。これは、本県徳島県にとりまし



て三庄小学校に続きまして10年ぶりの快挙ということになっております。

また、市場中学校の森下麻衣選手は、44キロ級で全国制覇をいたしました。柔道で全国制覇をした森下さんの快挙を皆様に報告を申しておきたいと思っております。

また、同じときに行われました男子の部で、阿波中学校2年生の大島優磨君は、優勝はできなかったけれども、全国第2位という立派な成績をおさめることができました。大島君は、走り込みを続けて、来年こそは優勝ができるように頑張るという強い決意を先日も市役所に報告においでたときにされました。私は、本当に心から感動をいたしました。

また、林小学校が徳島県の代表としてホームページ大賞を受賞いたしました。これは、毎日のきめ細かな更新などが評価されまして、2年連続の代表選出となったわけでございます。

このように、阿波市内では、小・中学校の皆さん、それぞれの分野で活動していただきまして、阿波市の名前を全国にいろいろと発表していただきまして、大変うれしく思っております。これからも子供たちの夢が大きく実りますように、本市といたしましても教育はもちろんでございますが、学校全体につきまして特別の配慮をして、後援をしていきたいというふうに考えております。

以上をもちまして、ご報告案件を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

日程第 4 報告第 4号 平成19年度阿波市一般会計継続費精算報告書について

日程第 5 報告第 5号 平成19年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第 6 議案第57号 平成19年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第58号 平成19年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第59号 平成19年度阿波市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議案第60号 平成19年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第61号 平成19年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第62号 平成19年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳

入歳出決算認定について

日程第 1 2 議案第 6 3 号 平成 1 9 年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出  
決算認定について

日程第 1 3 議案第 6 4 号 平成 1 9 年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会  
計歳入歳出決算認定について

日程第 1 4 議案第 6 5 号 平成 1 9 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認  
定について

日程第 1 5 議案第 6 6 号 平成 1 9 年度阿波市水道事業会計決算認定について

日程第 1 6 議案第 6 7 号 平成 2 0 年度阿波市一般会計補正予算（第 2 号）につい  
て

日程第 1 7 議案第 6 8 号 平成 2 0 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第  
2 号）について

日程第 1 8 議案第 6 9 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例  
の整理に関する条例の制定について

日程第 1 9 議案第 7 0 号 阿波市市庁舎建設基金条例の制定について

日程第 2 0 議案第 7 1 号 阿波市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例の一部  
改正について

日程第 2 1 議案第 7 2 号 あさんライブミュージアム周遊バス運行管理協議会の廃  
止について

日程第 2 2 議案第 7 3 号 中央広域環境施設組合の共同処理する事務の変更及び中  
央広域環境施設組合同規約の変更について

日程第 2 3 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（稲岡正一君） 次に、日程第 4、報告書 4 号平成 1 9 年度阿波市一般会計継続費  
精算報告書についてから日程第 2 3、諮問第 2 号人権擁護委員の推薦につき意見を求める  
ことについてに至る計 2 0 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 議長の許可をいただきましたので、本日提案いたしております  
議案について、提案理由の説明を申し上げます。

提案いたしております議案は、報告案件 2 件、決算認定 1 0 件、平成 2 0 年度補正予算

案件2件、条例案件3件、その他案件2件、人事案件1件の計20件でございます。

まず、報告第4号は、平成19年度阿波市一般会計継続費精算報告書については、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

また、報告第5号は、平成19年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

次に、議案第57号平成19年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第65号平成19年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9件の決算認定については、平成20年8月6日、7日の両日に監査委員の決算審査に付しましたので、地方自治法第233条第3項の規定によりまして議会の認定をお願いするものでございます。

また、議案第66号は、平成19年度阿波市水道事業会計決算認定につきましても8月6日に監査委員の決算審査に付しましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

議案第67号は、平成20年度阿波市一般会計補正予算（第2号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億7,500万円とするものでございます。

議案第68号は、平成20年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,997万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,046万5,000円とするものでございます。

また、議案第69号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、議会議員の報酬の名称が議員報酬とされましたことに伴い、関係条例中の字句の改正を行うものでございます。

議案第70号でございますが、阿波市市庁舎建設基金条例の制定については、新庁舎建設事業を円滑に進めていくため、庁舎建設に資するための資金を積み立てることを目的として市庁舎建設基金条例を制定するものでございます。

また、議案第71号は、阿波市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、指定管理者制度の導入に備えて、条例の一部改正をお願いするものでございま

す。

議案第72号は、あさんライブミュージアム周遊バス運行管理協議会の廃止について、利用者の減少や車両の老朽化等により協議会を維持管理していくのが困難な状況となったため、本協議会を廃止することについて議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第73号は、中央広域環境施設組合の共同処理する事務の変更及び中央広域環境施設組合同規約の変更については、一般廃棄物収集運搬業の許可に関する事務を各市町において処理することとするため、中央広域環境施設組合の共同処理する事務を変更し、組合同規約を改正することに議会の議決をお願いするものでございます。

次に、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、9月24日の本会議に提案をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、議案について提案理由の説明を申し上げましたけれども、議案内容の詳細につきましては収入役及び担当部長より詳しく説明を申し上げますので、十分ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（稲岡正一君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） それでは、私のほうから、報告第4号、報告第5号について補足説明をさせていただきます。

初めに、報告第4号ですが、平成19年度阿波市一般会計継続費精算報告書についてでございますが、平成19年度に終了しました継続費につきまして精算報告書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告をするものであります。

内容としましては、ケーブルテレビ整備事業であります。この事業については、平成17年度から平成19年度までの3カ年度で全体計画事業費は42億774万円でありましたところ、総事業費約42億68万3,153円で完了をいたしましたので、報告するものであります。

続いて、報告第5号ですが、平成19年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に成立をされたことに伴い、今申し上げましたことにつきまして監査委員の審査に付し、同委員の意見をつけて報告するものであります。

まず、一般会計等。一般会計等と申しますのは、この中に住宅新築資金等貸付事業の特別会計を含んでおります。これに係る4つの健全化判断比率についてでございますが、まず1つ目の実質赤字比率につきましては、一般会計等は3億7,037万9,000円の黒字決算でありました。実質赤字額の標準財政規模に対する比率である実質赤字比率の数値はありませんでした。

2つ目の連結実質赤字比率についてですが、対象となります全会計の収支合計は12億5,243万3,000円の黒字決算であり、全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である連結実質赤字比率の数値はありませんでした。

また、3つ目の実質公債費比率についてですが、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率は12.3%であり、早期健全化基準25%の範囲内にあります。

また、4つ目の将来負担比率についてでございますが、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率については89%であり、早期健全化基準350%の範囲内でありました。

次に、公営企業会計に係る資金不足比率についてですが、すべての公営企業で資金不足額が生じておりませんので、資金不足比率の数値はありませんでした。

以上、簡単ですが、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（稲岡正一君） ここで、日程第5、報告第5号平成19年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の報告を求めます。

安友監査委員。

○代表監査委員（安友治夫君） おはようございます。

ただいま議長のほうからご要望いただきました件について、監査報告をしたいと思えます。

健全化に関する法案に基づく比率等につきましては、平成19年度については、これ試行期間なんですね、まだ。現実に行われるのは、来年度からということであります。ですから、ことしはあくまでも試行ということで、私たちも監査をさせていただきました。

初めてのことでありますし、それから恐らくこの結果については、新聞などを通してすべての市民、県民にも伝わることでありますので、試行であるとはいいいながら、やはりきちんとしたものでなければいけないというふうなことを考えまして、ことしは特別に日

をとりまして、財政課のほうにも協力をいただいて、こういう比率とか、そうしたものの算定の基準でありますとか基礎になる数字、そういったものをかなり詳しく丁寧にご説明もいただきましたし、我々も見せていただきました。その結果として、これから先この基準に沿って改善をしなければいけないというふうなことは、特に今のところはないように思います。すべてが、いわゆる健全な財政の枠の中で運営されているということを示している数字でした。

ただ、これから先、ことしは試行なんで、また基準的にも必ずしも今の基準がそのまま将来にわたって続くわけでもないと思いますので、財政の健全ということを常に頭に置いて、運営に十分配慮していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 以上で報告は終わりました。

引き続き、補足説明を求めます。

光永収入役。

○収入役（光永健次君） それでは、ただいま市長からご提案を申し上げました議案のうち、議案第57号平成19年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてと、議案第58号平成19年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第65号平成19年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8特別会計につきましては、恐れ入りますが、お手元にお配りさせていただいております、この資料によりまして総括的に決算の概要をご説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

よろしゅうございますか。

まず最初に、平成19年度阿波市一般会計歳入歳出決算表でございますが、歳入につきましては、表の一番下の欄でございますが、予算現額の計212億5,955万7,000円に対しまして、収入済額の計が212億1,954万6,016円となっております。

収入済額の主なものといたしましては、01款の市税でございますが、35億310万1,308円でございます。率にいたしまして、全体の16.5%となっております。

それから、真ん中ごろに10款の地方交付税でございますが、71億3,252万8,000円となっております、33.6%でございます。

それから、一番下の21款の市債でございますが、44億8,690万円で、率にいたしまして21.2%となっております。

次に、右側の歳出につきまして、真ん中の欄でございますが、支出済額の計でございますが、208億174万266円となっております。

支出済額の主なものといたしましては、上から2行目の02款総務費57億5,530万6,259円、率にいたしまして27.7%でございます。

それから、03款の民生費50億7,808万8,254円でございますが、率にいたしまして24.4%でございます。

それから、下から3つ目の12款公債費でございますが、22億1,311万6,658円でございますが、10.6%となっております。

翌年度への繰越額の計でございますが、1億9,056万8,000円となっております。

欄外に記載をいたしておりますが、歳入歳出の差し引き額は4億1,780万5,750円で、この額から翌年度への繰り越しすべき財源5,100万8,000円を差し引きいたしました実質収支額は3億6,679万7,750円の黒字となっております。

それから次に、平成19年度阿波市特別会計歳入歳出決算表でございますが、国民健康保険特別会計を初め、8つの特別会計がございます。そのトータル額で申し上げますと、予算現額の計129億8,645万3,000円に対しまして、収入済額の計でございますが130億3,734万7,206円となっております。それから、支出済額の計につきましても129億2,435万1,226円となっております。

この8特別会計のうち、国民健康保険、老人保健、介護保険の3会計で、収入済額、支出済額とも、率にいたしまして、全体の98%余りを占めておるところでございます。この結果、歳入歳出の差し引き額は1億1,299万5,980円となっており、この額から翌年度へ繰り越しすべき財源は0円でございますので、実質収支額は同額の1億1,299万5,980円となっております。

なお、一番下の表につきましては、平成19年度阿波市一般会計と特別会計の歳入歳出決算表を合計したものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第57号から議案第65号までの補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（稲岡正一君） 森本水道課長。

○水道課長（森本浩幸君） 議案第66号平成19年度阿波市水道事業会計決算認定につ

いて、補足説明をいたします。

決算書の2ページ、3ページをお開きください。

収益的収入及び支出では、収入で、第1款水道事業収益の決算額が7億2,485万3,612円、支出で、第1款水道事業費用の決算額が6億3,714万4,351円で、差し引き8,770万9,261円の利益を上げております。

次に、4ページ、5ページをお願いします。

資本的収入及び支出では、収入で第1款資本的収入の決算額は3億6,745万6,997円、支出で第1款資本的支出の決算額は6億6,072万7,229円となっており、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億9,327万232円については、過年度分損益勘定留保資金7,718万3,163円、当年度分損益勘定留保資金2億965万7,224円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額642万9,845円で補てんをいたしました。

以上、簡単ではございますが、補足説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 議案第67号平成20年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億7,500万円とするものであります。今回の補正につきましては、主な財源として地方交付税、県支出金、19年度からの繰越金、市債を主な財源としております。

歳出では、県営土地改良事業の負担金、吉野川北岸農業用水費の償還助成金、また道路改良費、中央広域連合分賦金、消防ですが、それから庁舎建設基金積立金が補正の主なものとなっております。

それでは、2ページ、3ページをあけてください。

主なものについて説明をしていきたいと思っております。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入であります。10款の地方交付税では、補正額が2億4,413万8,000円をお願いをいたしております。

続いて、18款の繰入金ですが、基金繰入金として土地改良事業に充てます分でございますが、1,300万円繰入金をお願いしております。



19の繰越金では、前年度からの繰越金ということで、補正額が1億2,100万円お願いしております。

また、21款の市債では、補正額が4,360万円となります。

歳入合計が、補正前の額が166億1,800万円、補正額が4億5,700万円、計で170億7,500万円となります。

続いて、3ページの歳出でございますが、2款の総務費では1,882万7,000円補正をお願いしております。内訳として、2項の徴税费で1,731万3,000円が主なものとなっております。

また、6款の農林水産業費では、補正額が1億5,748万9,000円、主なものとしましては2項の農地費で1億5,122万2,000円補正をお願いいたしております。

続いて、8款の土木費ですが、補正額が7,638万1,000円。次のページをお願いいたします。この中で、2項の道路橋梁費で6,565万3,000円、住宅費で1,072万8,000円をお願いいたしております。

9款の消防費では、補正額が4,050万4,000円、また10款の教育費では、補正額が3,549万4,000円、主なものとして、1項の教育総務費で1,943万5,000円、また13款の諸支出金では、補正額が1億669万9,000円をお願いいたしております。

歳出合計が、補正前の額が166億1,800万円、補正額が4億5,700万円、計で170億7,500万円となっております。

また、5ページの第2表、地方債補正ですが、追加として農地債で170万円、同じく農地債ですが、県営事業関連で3,240万円を限度として、起債の方法としては証書借り入れ、利率は5%以内、償還の方法としては借入先の融通条件によるものであります。

また、2つ目の変更であります。臨時財政対策債500万円を追加して、補正後では5億7,200万円、農地債では450万円を追加をして、補正後7,870万円となります。

計で、補正前が6億4,120万円、950万円を追加いたしまして、6億5,070万円となります。

続いて、事項別明細書については省略をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

10 款の地方交付税ですが、補正額が 2 億 4, 4 1 3 万 8, 0 0 0 円、これにつきましては、20 年度の交付税が決定いたしました。金額にして、6 6 億 3, 3 8 1 万円であります。今回、2 億 4, 4 1 3 万 8, 0 0 0 円を補正をお願いいたしておるところであります。

続いて、14 ページ、15 ページをお願いします。

一番下にあります 18 款の繰入金、1 項の基金繰入金ですが、先ほど申し上げましたように、土地改良事業基金繰入金として 1, 3 0 0 万円をお願いいたしております。

続いて、16 ページ、17 ページですが、前年度からの繰越金ということで 1 億 2, 1 0 0 万円補正をお願いいたしております。

それから、21 款の市債ですが、2 目の総務債では、臨時財政対策債として 5 0 0 万円、農地債として 3, 8 6 0 万円補正をお願いいたしております。

続いて、18、19 ページをお願いします。

歳出であります。下のほうにあります 2 款の総務費、2 目の賦課徴収費で、補正額が 1, 7 2 0 万 7, 0 0 0 円、これは主なものにつきましては、2 0 0 9 年 1 0 月から実施されます公的年金特別徴収システム改修委託料として、これは 2 年間事業で行いますが、1, 6 0 5 万 2, 0 0 0 円を今回補正でお願いをいたしております。

続いて、24 ページ、25 ページをお願いいたします。

上にあります農林水産業費ですが、5 目の農業振興費で、この中で県単独地域農業振興対策事業費として 6 3 0 万 4, 0 0 0 円お願いしております。これにつきましては、とくしま強い農林水産業づくり事業補助金として、J A 板野、日吉土地改良区、それから J A 阿波、そういった団体に対しての補助金であります。

続いて、農地費ですが、1 目の農地総務費で 4, 4 1 7 万円、これにつきましては、県営土地改良事業負担金が主なものとなっております。

それから、3 目のふるさと農道緊急整備事業費として、工事請負費として 5 5 0 万円、それから 6 目の吉野川北岸農業用水費の償還助成金として 1 億 1 5 5 万 2, 0 0 0 円の補正をお願いいたしております。

続いて、26 ページ、27 ページですが、8 款の土木費、道路維持費で 1, 5 0 0 万円、これは道路の修繕費でございます。

それから、3 目の道路新設改良費で 5, 0 6 5 万 3, 0 0 0 円、これは道路新設改良費として補正をお願いいたしております。

続いて、28ページ、29ページですが、真ん中ごろにあります住宅費、1目の住宅管理費として1,072万8,000円をお願いいたしております。

それから、9款の消防費であります。負担金補助及び交付金で、主なものとしては徳島中央広域連合の分賦金として、当初で未計上分でありましたものについて補正をお願いしております。

続いて、30、31ページですが、10款の教育費、2目の事務局費で1,926万2,000円、これの主なものにつきましては、工事請負費で阿波中の屋上の防水工事を修繕をしたいということで、今回1,821万8,000円、委託料を合わせて1,891万2,000円をお願いいたしておるところであります。

それから、32ページ、33ページをお願いします。

一番上にあります小学校費、小学校施設整備事業費で、補正額が751万4,000円、これにつきましては、土成小学校施設整備事業費として耐震診断の判定委託料として751万4,000円をお願いをいたしております。

それから、34、35ページをお願いします。

下のほうにあります13款の諸支出金、基金費であります。これの主なものにつきましては、36ページ、37ページに掲載されております市庁舎建設基金積立金として1億円をお願いをいたしておるところであります。

以上、走る走るの説明であります。どうかご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 議案第68号平成20年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,997万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,046万5,000円と定めるものでございます。

この補正予算の主なものにつきましては、平成19年度の退職者等療養費の確定に伴いまして、追加交付金及び退職被保険者関係の給付費の補正でございます。

退職被保険者につきましては、本年度から制度改正に伴いまして、65歳から74歳までの退職被保険者が一般被保険者に変更になりますので、本年度は医療給付費を退職被保険者数にあわせて減額をしておりましたが、当初見積もったほど給付費が減額にならな

ったため、本補正予算で給付費に不足が生じるため、補正予算をお願いするものでございます。

2ページ、3ページをお開きをいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正の歳入予算の主なものにつきましてご説明をさせていただきたいと思います。

4款の療養給付費交付金で9,890万円の補正をお願いをいたしております。

次に、9款の繰入金、これは法定繰入金でございます83万2,000円、それから10款の繰越金として、これは前年度からの繰越金として2,989万8,000円、補正額計で1億2,997万7,000円を追加をいたしまして、歳入合計で45億5,046万5,000円と定めるものでございます。

次に、3ページでございますが、歳出予算の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

1款の総務費、1項で総務管理費でございますが83万2,000円、これにつきましては、平成21年度、来年の4月から国保の被保険者証のカード化することに伴いまして、カードの印刷代金、それからシステムの変更委託費の補正でございます。

次に、2款の保険給付費でございますが、療養諸費といたしまして、退職被保険者等の療養給付費の不足額で9,320万円、それから高額療養費、これは退職被保険者等の高額療養費でございますが、これの不足額で1,600万円、計で1億920万円の補正をお願いしております。

それから、11款の諸支出金でございますが、これにつきましては、平成19年度分の退職者医療給付費交付金の実績に伴いまして返還が伴いますので、その返還金といたしまして1,958万8,000円でございます。

補正額の計で1億2,997万7,000円追加をいたしまして、歳出合計を45億5,046万5,000円と定めるものでございます。

なお、詳しい内容につきましては、10ページ以降をごらんになっていただきたいと、そのように考えております。

以上で平成20年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 議案第69号と議案第70号について補足説明をさせていた

だきます。

議案第69号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。平成20年6月18日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、議会議員の報酬の名称が「議員報酬」とされたことに伴い、関係いたします阿波市の2つの条例中の字句の改正を一括して行うものであります。関係する条例につきましては、阿波市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例と阿波市特別職報酬等審議会条例の一部の字句を改正するものであります。

続いて、議案第70号阿波市市庁舎建設基金条例の制定についてですが、新庁舎建設事業を円滑に進めていくため、庁舎建設に資するための資金を積み立てることを目的として、阿波市市庁舎建設基金を創設するものです。毎年度1億円を目標に積み立てていきたいと、そのように考えております。

以上、簡単ですが、説明といたします。

○議長（稲岡正一君） 秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） 議案第71号阿波市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、補足説明させていただきます。

今回の改正する理由でございますが、今市場地区に児童館、児童センター3館ございますが、その管理に関する改正でございます。

主な改正につきましては、1点目は「児童館」を「児童センター」に名称を変更するということでございます。

2点目が、それぞれの3施設に「阿波市立」という市立の設立という字句を入れさせていただきたいと思っております。

また、6条から9条につきましては、指定管理者制度導入に向けての条文の追加事項でございます。

附則といたしまして、公布の日から施行させていただきたいと思っております。

以上、簡単でございますが、ご審議の上、ご承認よろしく願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 岩脇産業建設部長。

○産業建設部長（岩脇正治君） 議案第72号あさんライブミュージアム周遊バス運行管理協議会の廃止について、補足説明をさせていただきます。

あさんライブミュージアムは、平成2年に策定された3000日の徳島戦略の自然を生かしたふれあいの里整備事業の一環として、各町の振興計画に位置づけをした事業でござ

いました。平成6年には、あさんライブミュージアム運営協議会を設立し、地域の産業や観光、歴史、文化遺産等を収集、整理し、彩（いろどり）、技（わざ）、餐（もてなし）をテーマに官民連携で、あさんライブミュージアムづくりを実施しておりました。このような中、平成12年度に開催したあすたむらんど徳島への来園者をあさんライブミュージアムのテーマセンター等への誘導する手段として平成13年度に本協議会が設立され、現在に至るまで地域産業や観光の活性化のため積極的に周遊バスを運行してまいりました。しかしながら、運行開始からことしで8年目になりますが、利用者は年々減少傾向になっておりました。対策といたしまして、PR活動や運行ルートの変更等を試みましたが、減少を食い止めることができませんでした。また、車両の修繕や原油の高騰等により維持管理していくことが困難な状況になることが予想されます。運行費用として、毎年180万円の負担を要していることから、各市町の財政状況等を考慮すると、今が運行の限界であると思われることから、先般8月8日あさんライブミュージアム運行管理協議会理事会が開催され、協議会の解散が決議されております。

以上のことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、平成21年3月31日をもってあさんライブミュージアム周遊バス運行管理協議会を廃止するものです。平成20年9月3日、阿波市長小笠原幸。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 議案第73号について補足説明をいたします。

中央広域環境施設組合の共同処理する事務の変更及び中央広域環境施設組合同規約の変更についてですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可に関する事務につきましては、中央広域環境施設組合設立当初から加入していました7町村、上板町、吉野町、土成町、市場町、阿波町、川島町、美郷村の区域は、中央広域環境施設組合において処理し、平成12年から加入しました3町、板野町、鴨島町、山川町の区域は、各市町において処理をしておりました。市町村合併により、中央広域環境施設組合を構成していた10町村が、2市2町、吉野川市、阿波市、板野町、上板町となったこともあり、今後は一般廃棄物収集運搬業の許可に関する事務を各市町において処理することに統一するため、中央広域環境施設組合の共同処理する事務を変更し、中央広域環境施設組合同規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定に

より議会の議決を求めるものです。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（稲岡正一君） 説明が終わりました。

ここで、日程第6、議案第57号平成19年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第15、議案第66号平成19年度阿波市水道事業会計決算認定についてまでの10件について、監査委員の報告を求めます。

安友監査委員。

○代表監査委員（安友治夫君） 議案書の中にある、平成19年度阿波市一般会計・特別会計決算審査意見書及び水道会計の決算審査意見書は、資料として非常に膨大なものでありますので、今ここでそれを読み上げるわけにはいきませんので、ごらんいただけたらと思っております。したがって、ここでは監査の概況についてのみお話しさせていただきたいと思っております。

私たち監査委員は、私と、それから税務関係に堪能な上原監査委員と、それから議員の三木監査委員と3名で協力しまして、市民の期待に背かないような財政運営が行われているかどうかということ、より正確で質の高い監査をするということを目指してやっております、中心になりますのは例月の監査、それから決算監査であります。

概況を申し上げますと、一般会計、特別会計、水道会計においても、すべて書類は非常に正確にできておりますし、内容においても余り問題はないというふうに考えております。ただ、二、三、意見を申し上げますと、収入の面でとか支出の面での水漏れといってしまうか、ロスです。集めなければいけない税金が全部書いてないとか、それからその他料金などの収集です。そういったものがある程度あります。この比率は、余り年々変わっていないように思います。そういうところは、これからの問題として、さらに質を上げていってほしいなというふうに思っております。

大きな支出面での、市民がこんなことに金使うていいのかというふうな問題になるような支出は余り見当たっておりません。

水道におきましては、今まで課題になっておりました石綿管の問題も解決しましたし、それから4町間の料金の均等化というようなものもできましたし、収入面でも安定していると思っております。水道の場合は、ライフラインでありますから、もし災害があったような場合に対応といったものも、やはり本気で考えておく必要があるのではないかとこのように思っております。

一般会計、特別会計のほうですけれども、非常に切り詰めた財政状況の中で努力されていることにはうかがえます。ただ、やはりその中で、阿波市としての独自性といいたうか、個性といいたうか、こういいたところで金を使っているんだというふうなものが出せたら、市民としてもありがたいと思いたうのではないかというふうにかえられます。

以上、簡単ですけれども、報告にかえさせていただきます。

○議長（稲岡正一君） 以上で報告は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、議案第57号平成19年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定については、9人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いたうますが、ご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は、9人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託した上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、議長により指名いたします。

委員に、吉川精二君、岩本雅雄君、吉田正君、木村松雄君、森本節弘君、松永渉君、正木文男君、笠井高章君、香西和好君、以上9名を指名いたしたいと思いたうます。これにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

選任された委員におかれましては、本日委員会を開催の上、正副委員長を決定していただきますようお願いを申し上げます。

暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長に吉川精二君、副委員長に香西和好君が選任されましたので、ご報告をいたします。



次に、ただいま議題となっております議案中、議案第69号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを審議いたします。

これより質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号については委員会の付託を省略することに決定いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 討論なしと認め、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第69号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第24 発議第5号 阿波市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（稲岡正一君） 次に、日程第24、発議第5号阿波市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

8番吉田正君。

○8番（吉田 正君） 議長の許可をいただきましたので、発議第5号の阿波市議会の規則の一部を改正する規則について提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う改正であります。

提出者は、議運の委員長の私になっております。

賛成議員は、議運の出口治男、それから吉川精二、木村松雄、篠原啓治、岩本雅雄、江

澤信明、阿部雅志で、議運の委員になっていただいております。

この改正内容につきましては、先般の第69国会において地方自治法の一部を改正する法律が6月11日に成立し、6月18日に公布されました。今回の改正中、普通地方公共団体の議会の実態を踏まえ、議会活動の範囲を明確化する等のため、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行う場を設けることが地方自治法第100条第12項において規定されます。これにより、従来の地方自治法第100条第12項、議員派遣に関する事項が地方自治法第100条第13項に繰り下げられたためでございます。阿波市議会会議規則159条第1項中、「法第100条第12項」を「法第100条第13項」に改めるものであります。

附則として、この規則は公布の日から施行するものとする。

以上で発議第5号の趣旨説明を終わります。

○議長（稲岡正一君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第5号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 討論なしと認め、討論を終結し、直ちに採決いたします。

発議第5号阿波市議会会議規則の一部を改正する規則についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決さ

れました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程をご報告します。

次回は、10日午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会といたします。

午前11時35分 散会